

## 《重要》

会員様・陸送関係者様各位

### 搬出ペナルティ請求について

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、会員の皆様・陸送関係者の皆様には搬出時間及び搬出期限の厳守の  
お願いを弊社 HP や AA 当日の朝の挨拶等にてご案内させて頂きましたが、  
未だご理解頂けず、長期に亘る搬出保留をなされている会員の皆様が居られ、弊  
社と致しましても困っている次第です。

長期搬出保留車輛があるために、搬入・搬出時の混雑等で AA 運営に支障をきた  
しておるのが現状です。

KCAA 福岡事務局と致しましては、この現状を打開する為に、KCAA グループ総  
則 第 24 条 2 項 に基づき、搬出ペナルティの請求を令和 3 年 2 月 11 日の AA  
より実施させて頂きます。会員の皆様・陸送関係者の皆様のご理解・ご協力の程  
お願いを致します。( 総則 第 24 条 2 項 一部抜粋 下記を参照 )

#### ※ 総則 第 24 条 2 項

搬出期限は、オークション開催日の 3 日後の 20:00 までとします。

搬出期限後の車輛不具合及び、損傷・部品盗難等 KCAA 事務局は一切責任を  
負いません。

落札車輛、又は持ち帰り依頼済み流札車輛の搬出遅延はペナルティとして  
搬出期限後一日当たり 5,000 円を請求致します。

ワンプライス落札車輛は落札日、グループ他会場落札中継車輛は福岡会場に到  
着した日を開催日に当てはめ搬出期限を設定させて頂きます。

災害等で搬出期限までの搬出が困難な場合は、事務局で検討致しまして搬出期  
限を設定致します。

万が一、搬出遅延を起こしそうな場合は必ず事務局の車輛課までご一報下さい。  
ご連絡ない場合は、如何なる事情があってもペナルティ請求致します。

敬具

令和 3 年 1 月 14 日 KCAA 福岡事務局